

福祉

市障害者扶助料・市遺児手当受給者の方
手当を振り込みました

平成24年度前期分の扶助料・市遺児手当を9月28日付けで振り込みました。

記帳などで確認し、振り込みがない場合は、至急連絡してください。

また、次回からの振込先を変更したい方は、印鑑を持参し地域福祉グループで手続きをしてください。

問合せ先
いきいき広場内地域福祉グループ
☎052-90071

相談

人権相談

児童や高齢者の虐待、差別など市民の基本的な人権が侵害されることのないよう監視し、もしこれが侵害された場合に、速やかに適切な処置をとるため、市では法務大臣から委嘱された5人の委員が相談を受けています。

相談日 毎月第1木曜日 午後1時～3時
ところ 市役所1階相談室
問合せ先
困市民生活グループ
☎052-11111 (内線264)

消費生活相談

悪徳商法や商品・サービスに関する消費生活上のトラブルを解決するため、専門の相談員が相談に応じて、助言などを行います。

相談は無料、秘密は厳守しますので、気軽に相談してください。
相談日 毎月第2金曜日 午後1時～4時
ところ 市役所1階相談室
問合せ先
困市民生活グループ
☎052-11111 (内線264)

行政相談

10月15日(月)～21日(日)は行政相談週間です。

行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受けた、皆さんの身近な相談員です。問題を解決するた

め、相談に応じて、助言などを行います。

相談は無料、秘密は厳守しますので、気軽に相談してください。
相談日 毎月第1木曜日 午後1時～3時
ところ 市役所1階相談室
問合せ先
困市民生活グループ
☎052-11111 (内線264)

労働相談

職場での悩みごと、困りごとなどあらゆる労働問題に因應するため、労働相談窓口を開設しています。

相談は無料、秘密は厳守しますので、気軽に相談してください。
◆一般相談
相談内容 解雇、賃金、退職金、労働時間、就業規則、労働契約、人間関係などのあらゆる労働問題
相談方法 西三河県民事務所へ来庁または電話
◆巡回相談
とき 毎月第2水曜日 午後1

◆巡回相談
とき 毎月第2水曜日 午後1

時～4時
相談方法 西三河事務所職員が高浜市へ出向き、相談に応じます。
ところ 市役所1階相談室
問合せ先
西三河県民事務所産業労働課
☎0564-271-2782

各種申請書などの作成は行政書士へ

行政書士会の会員でない者が、他人の依頼を受け、報酬を得て業務を行うことは法律で禁止されています。官公署に提出する書類の作成を依頼するときは、注意してください。

行政書士は、行政書士法に基づき次の業務を行っています。
・官公署に提出する書類、権利義務・事実証明に関する書類の作成
・書類を官公署に提出する手続きの代理
問合せ先
県行政書士会
☎052-9031-4068

行政書士による無料相談会

広範囲な行政手続きについて、専門家が相談に応じます。

相続、贈与、売買、遺言、債権債務、新会社への対応、農地転用都市開発、自動車登録車庫証明、保健所届出などについての無料相談会を開催します。
とき 10月9日(火) 午後1時～4時
ところ 市役所第5会議室
問合せ先
県行政書士会碧海支部
☎41-8081

善意をありがとうございました

社会福祉協議会へ
呉竹町町内会 屋敷町町内会
グループホームひだまりの家
杉浦峰直
合資会社不二商会

